

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域及び法施行条例等の案の内容について

1 報告趣旨

令和5年(2023年)5月26日に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)の運用に当たり、盛土等に伴う災害を防止し、市民の生命及び財産の保護を図るため、盛土規制法に基づく規制区域及び盛土規制法施行条例等の運用方針をまとめたことから、その内容について報告する。

2 報告内容

(1) 宅地造成等工事規制区域の案

基礎調査の結果、市内全域が都市計画区域であり、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域は確認されないため、市内全域を宅地造成等工事規制区域として指定する。

(2) 盛土規制法施行条例の内容について

盛土規制法第18条第2項に基づき、中間検査に関する規定を、同法施行条例として定める。

(3) 盛土規制法施行規則及び宅地造成に関する工事の許可の審査基準の内容について

盛土規制法第13条及び同法施行令第20条2項に基づき、技術的基準を強化・付加することについて、同法施行規則として定める。併せて審査基準の修正を行う。

別紙「盛土規制法に基づく規制区域及び法施行条例等の運用方針」のとおり

(4) パブリックコメント

ア 期 間 : 令和6年(2024年)1月29日(月)~2月28日(水)

イ 周知方法: 広報はちおうじ1月15日号、市ホームページ

ウ 閲覧場所: 開発審査課、市政資料室、市民部各事務所、各図書館、各市民センター、市ホームページ

エ 提出方法: 郵送、FAX、電子メール、開発審査課窓口への提出

(5) 住民説明会

ア 時 期 : 令和6年(2024年)2月上旬から順次(予定)

イ 会 場 : 八王子市役所、加住市民センター、恩方市民センター、浅川市民センター、由木中央市民センター、由井市民センター

3 今後の予定

令和6年(2024年)6月 第2回市議会定例会 上程

令和6年(2024年)7月 規制区域 公示
条例施行等 制度運用開始